

## 概要

被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要

請求人の夫（以下「被災者」という。）は、○学校法人に勤務していたが、平成○年○月○日に○クリニックを受診し、「うつ病」と診断され、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の疾病を業務上と認定した。

被災者は、「うつ病」で療養中の平成○年○月○日、海岸を散歩中、○海水浴場で突然沖に向かって泳ぎだし、その後姿が見えなくなり、翌日死体で発見された。

請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務に起因するものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

- (1) 被災者はそれまで飲んでいた薬があまり効かなくなり、調子が悪くなったため、主治医に相談し、平成○年○月からもっと強い薬に替えた。
- (2) 被災者は普段、午前中は調子が悪いため昼ごろから動き始めるが、その日は朝起きてすぐに出かけた。非常にはしゃいでいる様子だった。
- (3) うつ病と、強い抗うつ剤の作用による突発的な心身の変調によって、突然自滅行為をおこし、その結果亡くなったものである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 被災者は、平成○年○月○日から死亡前の最後の診療日まで○クリニックに2週間に一度のペースで受診し、精神療法と薬物療法を中心に治療を受けていたが、この間、うつ状態は続いていたものの、症状の急激な悪化は認められていない。療養の始期においてのみ職場関係者と事務的な電話やメールのやりとりも行っていたようであるが、これといった業務による気分の変動は見当たらず、躁転と診断されるようなエピソードは見られない。
- (2) 被災者には、療養中において、躁転まではいかないものの軽度の気分変動が存在していたと思われる。死亡当日の行動についても、何らかの気分変化があったとしても通常の気分変動におさまっていたものである。  
海岸を散歩中にいきなり服を脱いで海に入り泳ぎだした行動も、自ら脱衣を行っており、時期的にも真夏時であり、他の海水浴客もいたことを考えれば、本人に自殺の意図があったと判断することはできない。  
したがって、精神障害によって正常の認識、行動選択能力が著しく阻害されていたと認めることはできない。また、被災者の死体検案書にある死亡原因は窒息死であり、その原因は「心筋梗塞」であって、自己の判断により遊泳中に突然心臓にトラブルを生じ窒息死したもので業務起因性は認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 死体検案書の直接死因欄に「窒息死」、その原因に「心筋梗塞疑い」と記載があるが、この妥当性について、地方労災医員に鑑定を依頼した。  
その結果、同労災医員から、「本件において心筋梗塞があったとすることは極めて困難と考えられ、さらに、被災者に潜在的な急性心筋梗塞につながるような虚血性心疾患が存在していたとも考えにくい」との鑑定結果が提出された。
- (2) そこで、(1)を踏まえて、被災者が海に入り泳いだ行為と精神障害との関係について、精神部会において再検討を行った。  
その結果、要旨、次のとおりであった。  
まず、散歩中に突然海に入り泳ぎ出すという被災者の行動は、うつ病では説明できない。なぜなら、うつ病は精神運動制止を特徴とし、抑うつ気分と興味や喜びの喪失、活動量の低下などが特徴としているためである。  
よって、被災者は死亡当日、家族の陳述などからも軽躁状態であったと推測されるが、躁状態になった原因は、うつ状態を改善させる抗うつ剤は、その種類にかかわらず、躁状態、あるいは軽躁状態を引き起こす性質があるためである。また、被災者のように元來行動力の高い人は、躁状態、軽躁状態に陥ることがよく見られる。

軽躁状態においては、自尊心が肥大化し、冷静な判断が十分できず、行為心迫といわれる、思いつくと直ぐ行動に移す傾向もみられる。本件においても、突然海に入ったことや、かなり遠くまで泳ぎ、溺死していることから考えると、軽躁状態が、今回の行動に関与したものと考えられる。

- (3) 以上から、本件は、業務上の精神障害を発病していた被災者が、その精神障害に因る行動（異常行動）により死亡したものであり、被災者の死亡は業務に起因するものと認められる。